

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【会社名】	株式会社イッコー
【英訳名】	IKKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡本 隆男
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 高柳 芳信
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町1丁目3番17号

(注) 平成21年7月1日から本店は下記に移転する予定です。
本店の所在の場所 大阪市中央区北浜4丁目4番12号

【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社イッコー 東京支店 (東京都港区六本木1丁目8番7号)
------------	---

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長岡本隆男及び常務取締役高柳芳信は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して当社グループの財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、「内部統制監査計画書」に基づいて、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、重要な事業拠点について、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能していたかを評価した。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

重要な事業拠点については、各事業拠点の前連結会計年度の営業収益を指標とし、概ね2/3の範囲に含まれる拠点を選定した。選定した重要な事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目は「営業貸付金」「買取債権」「借入金」「貸付金利息」「買取債権回収高」「不動産事業売上高」「その他の金融収益」「債権買取原価」「不動産売上原価」である。また、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象についても評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成21年3月31日の当社グループにおける財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。